

利用調整地区の認定と許可の取り扱い区分

区分	行為内容	具体例
ない者 (認定を受けなければならぬ利用者)	自然観察、風景観賞、写真撮影等 スポーツ利用 など	・登山者 ・旅行者 ・温泉利用者 ・カメラマン ・ツアーコンダクター ・子供パークレンジャー ・ダイバー など
(許可を受けなければならない者以外) 利用者以外	学術研究者 継続的に公園の保護及び利用のために活動する者 その他公園の保護及び利用に資する等、やむを得ないと認められる者 慣習的に入ることが必要な者 など	・大学等の研究者 ・自然解説ガイド ・パークボランティア ・自然保護ボランティア ・森林ボランティア ・地区の視察者 ・グリーンワーカー ・公園広報のための写真・映像撮影 ・入会権を有する者 など
認定・許可共に不要である者	当該地区の管理をする者 工作物の新築等の許可を受けた行為の工事を行う者 公園事業を行う者 土地所有者、施設の維持管理を行う者等の既に地区内における権利を得ている者 など	・環境省の自然保護官等 ・道路工事を行う者 ・宿泊施設経営者・従業員・アルバイト ・土地所有者 ・施設の維持管理を行う者 ・農業等従事者 など